

事業活動地球温暖化対策計画書

(あて先) 川崎市長

郵便番号 105-8589
 住 所 東京都港区芝3丁目2番8号
 氏 名 オリックス自動車株式会社
 代表取締役 上谷内 祐二

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例第9条第1項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり提出します。

事業者の氏名 又は名称	オリックス自動車株式会社		
主たる事務所又は 事業所の所在地	川崎市 川崎区殿町2-9-14		
該当する事業者 の要件	<input type="checkbox"/> 規則第4条第1号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第2号該当事業者		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則第4条第3号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 規則第4条第4号該当事業者		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の事業者（任意提出事業者）		
主たる事業 の業種	大分類	K	不動産業、物品賃貸業
	中分類	70	物品賃貸業
主たる事業 の内容	自動車リース、レンタカー、カーシェアリング、中古車販売		
事業者の規模	<input type="checkbox"/> 原油換算エネルギー使用量		k l
	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車の台数		199 台
	<input type="checkbox"/> エネルギー起源の二酸化炭素 以外の温室効果ガスの排出の量		t-CO ₂

(第2面)

計 画 期 間	2019 年度 ~ 2021 年度
温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針	別添 指針様式第1号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制	別添 指針様式第1号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量	別添 指針様式第1号のとおり
温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項	別添 指針様式第1号のとおり
他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項	別添 指針様式第1号のとおり
その他地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項	別添 指針様式第1号のとおり
備 考	

- 備考 1 欄内にすべてを記載できない場合は、別紙により提出してください。
2 □のある欄は、該当する□内にレ印を記載してください。
3 計画書には、事業活動地球温暖化対策指針に定める資料を添付してください。
4 ※印の欄は記入しないでください。
5 氏名（法人にあっては、その代表者）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができます。

事業活動地球温暖化対策計画

1 温室効果ガスの排出の量の削減を図るための基本方針

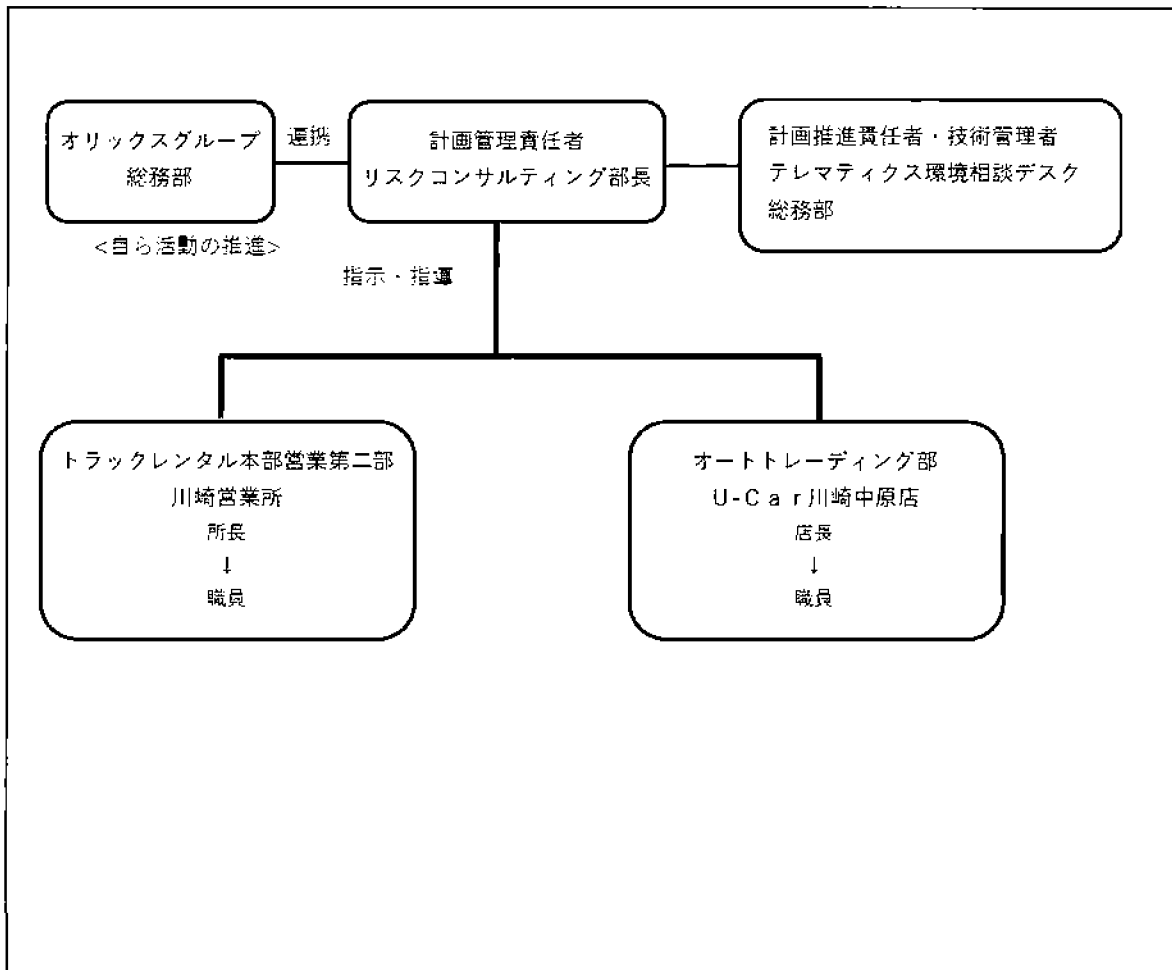
(1) 温室効果ガス排出量削減に向けた方針

オリックスグループでは2012年9月に環境方針を以下のように改訂し公表しました。
(【環境方針】2012/9/25改訂)。お客様や社会のニーズを捉えビジネスを通じて環境・エネルギー問題の解決に貢献します。事業領域の拡大・成長による変化を踏まえ、これに適った対応を進めます。これを受け弊社でもe-テレマを活用したエコドライブを全社的に展開するとともに稼働台数の95%以上を占めるレンタカーの導入にあたり、低燃費車、電気自動車などCO2排出量の少ない車両を積極的に導入して参ります。

(2) 削減対策実施状況の適切な進行管理（PDC Aサイクル）を行うための方針

- ①川崎市内の事業所においては、本計画で策定する温室効果ガス削減目標値を共有し、職員の意識付けを図る。
- ②排出量の98%以上を占めるレンタカー車両については、低燃費車導入による削減効果を毎年の実績報告時にフィードバックし、翌年度以降の新規導入計画の検討材料としてもらう。

2 温室効果ガスの排出の量の削減に向けた組織体制



3 温室効果ガスの排出の量の削減目標等

(1) 温室効果ガスの排出の量の削減目標及び温室効果ガスの排出の量等

ア 基準排出量と目標排出量（(実)は実排出量を、(調)は調整後排出量を示す。以下同じ。）

		1、2、4号該当者等	3号該当者等
基準年度		2018 年度	
目標年度		2021 年度	
基準排出量	(実)	0	(実) 582
	(調)	t-CO ₂	(調) 582 t-CO ₂
目標排出量	(実)		(実) 576
	(調)	t-CO ₂	(調) 576 t-CO ₂
削減量		(実) t-CO ₂	(実) 6 t-CO ₂
内訳	対策実施による削減量	(実) t-CO ₂	(実) 6 t-CO ₂
	上記以外の削減量	(実) t-CO ₂	(実) 0 t-CO ₂
削減率		(実) %	(実) 1.0 %

イ 基準排出量原単位等と目標排出量原単位等（任意記載）

		1、2、4号該当者等	3号該当者等
原単位等の活動量			走行距離
原単位の単位			千km
基準年度の値			0.2991
目標年度の値			0.2874
削減率		%	3.9 %

ウ 目標設定に関する説明

・台数の大半を占めるレンタカー、とりわけトラックレンタカーは景気の動向で稼働率が大きく変動するが、計画目標年度においては、走行距離で基準年度の103%と設定、燃費性能の良い車両の導入によって全体の燃費は4%向上するとみて、排出量総量では1%の削減を見込む。
 ・一方、上記の前提条件の下では、走行距離千km当たりの排出量の原単位も基準年度から3.9%の削減を見込んでいる。

(2) 温室効果ガスの排出の量の削減目標（全社目標）（任意記載）

--

4 温室効果ガスの排出の量の削減目標を達成するための措置の内容に係る事項

(1) 措置の内容

ア 計画期間に実施する措置の内容 (別表第1から6等を参考に記載してください。)

計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・社有車の営業車両については、テレマティクスのリアルタイムの運転挙動データを活用し、運転者1人1人に対して排出削減につながる運転（アイドリングストップの徹底、急発進、急加速、急減速の禁止）を徹底させる。 ・毎月エコドライブに反する運転挙動が多い運転者は氏名も公表し、グループ総務部ならびに上司からも指導を行う。 ・レンタカーの新規導入車両については、最新の燃費基準達成車を最優先の導入車両とするとともに、低年式車は速やかに入れ替えを進めていく。
第1年度	/
第2年度	/
第3年度	/
計画期間における取組の評価 (第3年度の報告時に記載)	/

イ 実施済みの主な温室効果ガスの排出の量の削減対策内容

Empty box for implementation content

(2) 再生可能エネルギー源等の利用等

ア 基準年度までに実施した再生可能エネルギー源等の利用に係る検討状況

(検討済みの場合は「○」、未検討の場合は「×」を記載し、検討済みの場合は検討結果を記載してください。)

再生可能エネルギー源等の種類	検討の有無	検討結果
太陽光	○	小規模事業所であり、物理的に導入困難
風力	○	小規模事業所であり、物理的に導入困難
バイオマス	○	小規模事業所であり、物理的に導入困難
未利用エネルギー	×	
その他()		
その他()		

イ 再生可能エネルギー源等を利用した設備の導入状況・計画及び再生可能エネルギー源等の価値の保有状況・計画

種類	概要(規模、場所など)	導入(保有)年度
なし		

(3) 基準年度までに実施したエネルギーの効率的な利用を図るための設備等の導入・検討状況

(導入済みの場合は「○」、導入検討中の場合は「△」、導入予定なしの場合は「×」を記載してください。)

設備等の種類	導入等の状況	設備等の種類	導入等の状況
電気自動車等への充電設備	×	エネルギー管理システム(FEMS、BEMS等)	×
電気自動車等から建物等への給電設備	×	その他()	
EV、PHV、FCV	○	その他()	

5 他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する措置に係る事項

計 画	なし
第1年度	
第2年度	
第3年度	

6 その他、地球温暖化対策の推進への貢献に係る事項

計 画	なし
第1年度	
第2年度	
第3年度	

8 基準年度の温室効果ガスの排出の量等の実績 (3号該当者等)

(1) 自動車に係る温室効果ガスの排出量等

ア 温室効果ガスの排出量

(実)	582	t-CO ₂
(調)	-	

イ 車両の台数 (基準年度末日時点)

199	台
-----	---

(2) 車両の種別

ア 車両の種別

種別	台数
普通貨物自動車	50 台
小型貨物自動車	55 台
大型バス	台
マイクロバス	台
乗用自動車	85 台
特種自動車	9 台

イ 燃料の種別

種別		台数	比率
次世代自動車	電気自動車	1 台	0.5 %
	プラグインハイブリッド自動車	台	0.0 %
	ハイブリッド自動車	64 台	32.2 %
	燃料電池自動車	台	0.0 %
	天然ガス自動車	台	0.0 %
	その他	台	0.0 %
低燃費車	ガソリン自動車 (上記を除く)	44 台	22.1 %
	ディーゼル自動車 (上記を除く)	84 台	42.2 %
	LPGガス車	台	0.0 %
	その他 (上記を除く)	台	0.0 %
上記以外		6 台	3.0 %

※低燃費車とは、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に基づき定められた燃費基準 (トップランナー基準) を早期達成している自動車をいう。